平成２１年（再イ）第２２９号
兵庫県三木市緑が丘町西２丁目13番地の６
再生債務者　山下　艶子
1　決議に付する再生計画案　平成21年11月17日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成21年12月14日
3　再生計画案に対する回答期間　平成21年12月21日まで
平成21年11月30日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２１年（再イ）第２４４号
神戸市長田区房王寺町４丁目１番１―912号
再生債務者　逢坂　明子
1　決議に付する再生計画案　平成21年12月21日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成21年12月14日
3　再生計画案に対する回答期間　平成21年12月21日まで
平成21年11月30日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２１年（再ロ）第１６号
兵庫県三田市武庫が丘５丁目１番地　Ｍ棟206号
再生債務者　長濵　克樹
1　決議に付する再生計画案　平成21年11月６日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成21年12月15日
3　再生計画案に対する回答期間　平成21年12月22日まで
平成21年12月１日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

小規模個人再生による変更再生計画認可

平成１８年（再イ）第７９１号
福岡市博多区千代３丁目18番３―410号
再生債務者　松重　人美
1　主文　本件変更再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年10月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた変更再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年11月26日
福岡地方裁判所第４民事部

平成１８年（再イ）第６９号
佐賀県小城市牛津町柿樋瀬1144番地15
再生債務者　江頭特殊こと　江頭　好男
1　主文　本件変更再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年10月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた変更再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年11月27日　佐賀地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２１年（再ロ）第８号
兵庫県姫路市夢前町前之庄30番地224
再生債務者　森　一郎
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成21年12月25日まで
4　一般異議申述期間　平成22年１月８日から平成22年１月29日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（再ロ）第５号
鹿児島県曽於市財部町北俣1772番地１
再生債務者　松元美佐子
1　決定年月日時　平成21年11月27日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成21年12月25日まで
4　一般異議申述期間　平成22年１月８日から平成22年１月15日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部

平成２１年（再ロ）第６号
沖縄県中頭郡北中城村字安谷屋631番地４
再生債務者　町田　宗康
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後４時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成21年12月25日まで
4　一般異議申述期間　平成22年１月８日から平成22年１月15日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（再ロ）第９号
和歌山市関戸４丁目２番21号
再生債務者　中谷　隆介
1　決定年月日時　平成21年11月30日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成21年12月28日まで
4　一般異議申述期間　平成22年１月４日から平成22年１月18日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２１年（再ロ）第３号
三重県津市一志町高野297番地14
再生債務者　村田桂一こと　朴　桂一
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年10月27日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年12月18日まで
平成21年11月27日　津地方裁判所再生係

平成２１年（再ロ）第１００５７号
千葉県千葉市花見川区幕張町５―370―５川野辺方
再生債務者　望月　豊
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年10月15日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年12月14日まで
平成21年11月30日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再ロ）第１００５５号
長崎県諫早市栄田町41番58号
再生債務者　中道美知子
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年11月４日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年12月15日まで
平成21年12月１日　長崎地方裁判所大村支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２１年（再ロ）第９号
沖縄県那覇市首里石嶺町２丁目157番地７シャンポール外間201
再生債務者　安室　亮太
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年11月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年11月25日
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（再ロ）第７号
神戸市西区学園西町７丁目１―745―204
再生債務者　河口　美保
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年11月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年11月30日
神戸地方裁判所明石支部再生係

平成２１年（再ロ）第４号
山口市徳地堀1946番地
再生債務者　原田　道生
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年11月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年11月30日　山口地方裁判所

法人解散命令処分公告

財団法人互助協會（主たる事務所の所在地福岡県福岡市御供所町29番地）及び社団法人福岡老静会（主たる事務所の所在地福岡県福岡市那の川１丁目８街区14号）は、正当な理由なく引き続き３年以上事業を行っていないので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第96条第２項の規定により、その解散を命ずる。

平成 21 年 12 月８日

福岡県知事　麻生　渡

（教示）

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、福岡県知事に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分があったことを知った日（福岡県知事に対して異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する福岡県知事の決定があったことを知った日）の翌日から起算して６箇月以内に、福岡県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提訴することもできます（訴訟において福岡県を代表する者は、福岡県知事となります。）。